

卷之三
事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

18

薬傷！

製造工場等での設備工事を主に行うT社（労働者数約9人）で働くAさん（55歳）は、一般作業員として採用され約2カ月になる。

◎労働災害発生状況

工事を行つてゐるAさんは、責任者Bさんとともに4人で工場に到着する。早速今日の作業内容等について打合わせを行い、そして、終了すると9時頃から作業に取りかかつた。工事は、メッキ工場での生産能力増強に対応するためのもので、電源ケーブル等を納めて配線するための配管・ラックを設置するものである。工事を行う建屋内にはメッキ等関連の薬液タ

ンクや液送給用ポンプ、配管が設けたため、それらに気をつけながらAさんは作業をしていました。そして、作業を始め少しばかりたつた頃、Aさんは作業内容を確認するため、少し離れて作業中のCさんに声を掛けようとした時、注意していたとはいえた。タンクから引いてある塩ビ管（直径約3cm、床上約20cm）にあり、薄黒く汚れている）をまたいで歩く際にこの管に片足を引っ掛けた。転倒した。この直後、引っ掛けた衝撃で折れた塩ビ管から硝酸（濃度約60%の液体、特定化物質の第3類物質）が水道水のように噴き出し、倒れたAさんの両下肢にかかるつてしまつた。急ぎ

設備工事等を行う作業場には、当該作業に直接には関係しないものが共存していることがある。例えば、本例の如き危険有害物があるし、さらには電気設備や動力機械等もあるう。従つて、これらの作業場で安全に作業するには、事前に危険性や有害性の有無等の情報



◎発生原因と対策

①塩ビ管に破損防止のための防護装置を講じていなかつたこと。また、そのための設備情報の入手等を行つていなかつたこと。

さんであつたが、薬傷により休業10日程になつたのである。

○発生原因と対策

を入手・把握して、それらからの危険回避の措置を講じて後に作業すべきといえるが、本例では未実施であった。T社が自ら調査・確認するほか、E社工場からの必要な設備情報の入手、あるいはE社からの情報提供が、再発防止の上で欠かせないといえる。

②作業場所における危険の防止、安全確保のための事前事後の取組みにおいて、前記①に記した事項の管理が事業者として不十分であつたこと。

出張等を含めて、相手先事業場内で作業する際には、当該場所等に潜む危険性や有害性について確認し、その結果から必要事項を措置し、また、関係労働者にも周知しておくことが大切であるが、本件ではこれらが不十分であつたといえる。

※**労働安全衛生法第21条**

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、……おそれのある場所等に係る危険を防止するた

※ 同法第28条の2
事業者は、……建設物
設備等による、又は作業
行動その他業務に起因す
る危険性有害性等を調査
し、その結果に基づいて
……危険又は、健康障害
を防止するため必要な措
置を講ずるよう努めるこ
と。
※ 労働安全衛生規則第24
条の11
右記の調査は、建設物
の設置や変更等するとき
設備等を新規に採用や変
更するとき、その他の時
期に行うものとする。
【硝酸】大部分の金属を
腐食する。皮膚、粘膜、
目の激しい薬傷を起こす
吸入により呼吸器を刺激
し、肺水腫を起こす。許
容濃度2 ppm】
折つて噴き出た硝酸。
これによる災害は、降つ
てわいたような……、と
いえるのか否か。事前に
措置しよう、職場に潜む
危険の芽！
（Y2X労働安全衛生コ
ンサルタント事務所長）